



大市自声第135号

平成23年8月10日

仰木の里まちづくり連合協議会

会長 様

大津市長 目片 信



「幸福の科学学園建設に関する手続き停止を求める要望」の再度申し入れについて（回答）

酷暑の候、貴台におかれましてはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政発展のため格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年7月20日付にて再度お申し入れいただきました件につきまして、次のとおり回答いたします。

記

【要望】幸福の科学学園が住民との合意協議もないままに中高層建築物の事前協議に係る手続きを着々と進めていることに対し、関係各部署に請願内容実施の理解と見解の統一を図っていただくこと。

【回答】平成23年2月大津市議会定例会において採択された請願の処理については、大津市議会議長より平成24年2月大津市議会定例会においてその報告を大津市長に求められています。5月にご要望いただいた後、再度市民部が市長・副市長・技術統括監をはじめ政策調整部・総務部・産業観光部・環境部・都市計画部・建設部と採択された請願の内容についての確認を行いました。 【自治協働課】

【要望】幸福の科学学園の中高層建築物の事前協議にかかる手続き進行に関して、住民と一定の合意がなされるまで中高層建築物の事前協議完了を見合わせていただくこと。

【回答】中高層建築物事前協議制度は、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき、事業者が中高層建築物を建築する際に、環境に配慮する事項に関しあらかじめ市長と協議を行う制度であり、併せて事業者は事業計画等を周辺住民の皆さんに周知することになっています。

本市では、周辺住民の皆さんの理解を得るために努力をするよう事業者に対し行政指導をしています。建築物を建築する事業者と周辺住民の皆さんとの間で意見の対立があった場合の調整は、当事者同士で行っていただくことが本来のあり方です。